

第7期介護保険事業計画の給付見込みと保険料について

平成29年12月20日

健康福祉部長寿介護課

第7期介護給付費等対象サービスの見込量の推計手順

第1号被保険者数(高齢者数)、要介護等認定者数、サービス提供量の見込み等を踏まえ、平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画の計画期間中における必要と見込まれるサービス量(保険給付費の見込額)を推計。
また、団塊の世代が75歳以上となり高齢化が一段と進む平成37年(2025)年に向けて地域包括ケアシステムの構築を見据えた視点での給付の将来見通し等がどのようになるかを予測するもの。

〔推計手順〕 基本的に、厚生労働省が示した「第7期介護保険事業計画策定に向けたワークシート」により算定。

I. 被保険者数(高齢者人口)の推計

平成29年度までの年齢別人口を基に、被保険者数を推計。
平成29年9月末の年齢階級別性別人口を基準として、各年度の年齢別男女別人口変化率の平均を乗じて推計。

II. 要介護等認定者数の推計

Iの被保険者数に、第7期計画期間中の要介護等認定率(年齢階級別・性別・要介護度別)を基にした認定率を乗じ、要介護等認定者数を推計。この際、要支援者については総合事業開始により伸びが抑制されると見込む。

III. 施設整備計画による施設等入所・入居者数の推計

第6期中の施設等の入所・入居者数及び第7期における施設等の計画整備数を踏まえ、入所・入居者数を推計。

IV. 標準的な居宅サービス受給者数等の推計

IIの要介護等認定者数から、IIIの入所・入居者数を除いた者を標準的な居宅サービスの対象者として、第6期中のサービス受給率を参考に、標準的な居宅サービス受給者数を推計。

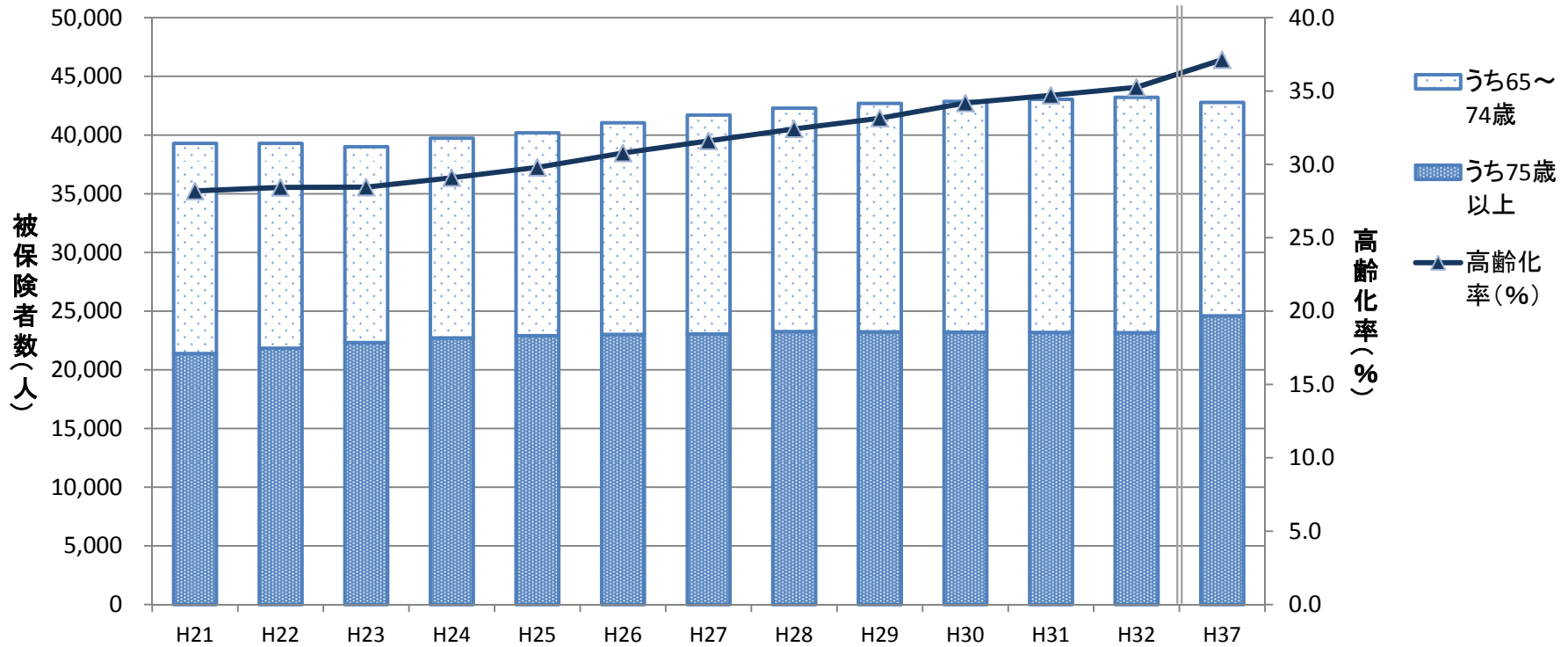
V. 必要サービス見込量の推計

III及びIVの受給者数を基に、第6期中のサービス種類ごとの受給率、一人当たりの日数・回数・支給額を参考に、必要なサービス量(給付費見込額)を推計。

被保険者数（高齢者人口）の推計

これまでの年齢階級別性別人口を基に第1号被保険者数を推計。
 平成29年9月末の人口を基準として、5歳区分年齢別・性別の人口変化率を乗じ、推計したもの。
 第7期計画期間及び平成37年度の第1号被保険者数を、次のとおりに見込んでいる。

被保険者数(前期・後期)と高齢化率の推移



(単位: 人/%)

計画	第4期			第5期			第6期			第7期			第9期
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
第1号被保険者数	39,302	39,302	39,009	39,748	40,201	41,048	41,712	42,300	42,702	42,876	43,047	43,221	42,788
うち65～74歳	17,913	17,453	16,681	17,034	17,291	18,032	18,656	19,038	19,462	19,662	19,862	20,062	18,186
うち75歳以上	21,389	21,849	22,328	22,714	22,910	23,016	23,056	23,262	23,240	23,214	23,185	23,159	24,602
高齢化率(%)	28.2	28.4	28.5	29.1	29.8	30.8	31.6	32.4	33.1	34.2	34.7	35.3	37.1

鶴岡市の人口ピラミッド（平成29年9月末現在）

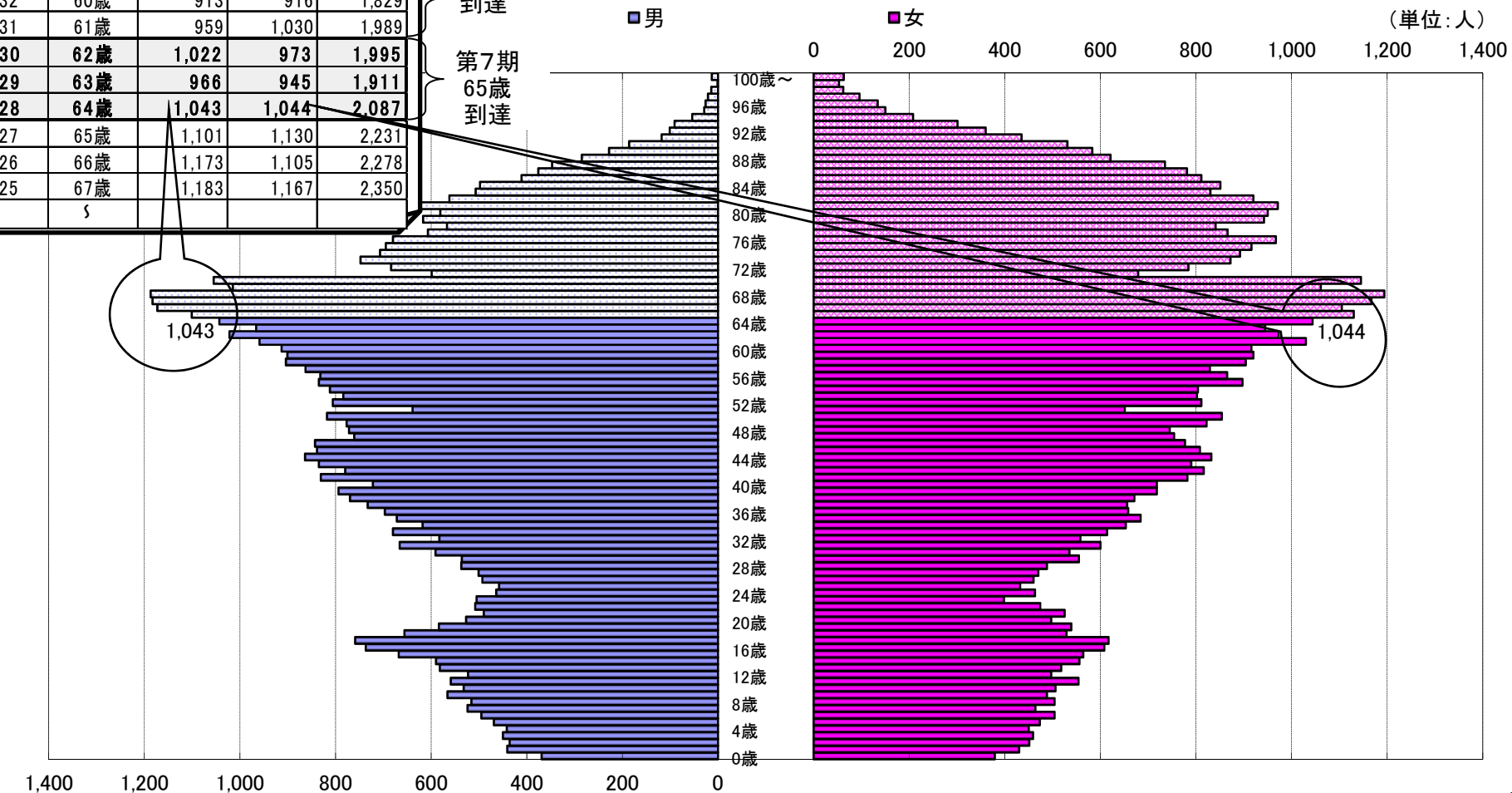
第1次ベビーブーム（昭和22～24年生）の世代は第5期計画期間中に65歳を迎えたため、この期間第1号被保険者数が大幅に増加した。
 第7期計画期間は、ピークは過ぎたものの毎年2,000人前後が新たに第1号被保険者となる見込み。

生	年齢	男	女	計
	5			
S33	59歳	901	920	1,821
S32	60歳	913	916	1,829
S31	61歳	959	1,030	1,989
S30	62歳	1,022	973	1,995
S29	63歳	966	945	1,911
S28	64歳	1,043	1,044	2,087
S27	65歳	1,101	1,130	2,231
S26	66歳	1,173	1,105	2,278
S25	67歳	1,183	1,167	2,350
	5			

第8期
65歳
到達

第7期
65歳
到達

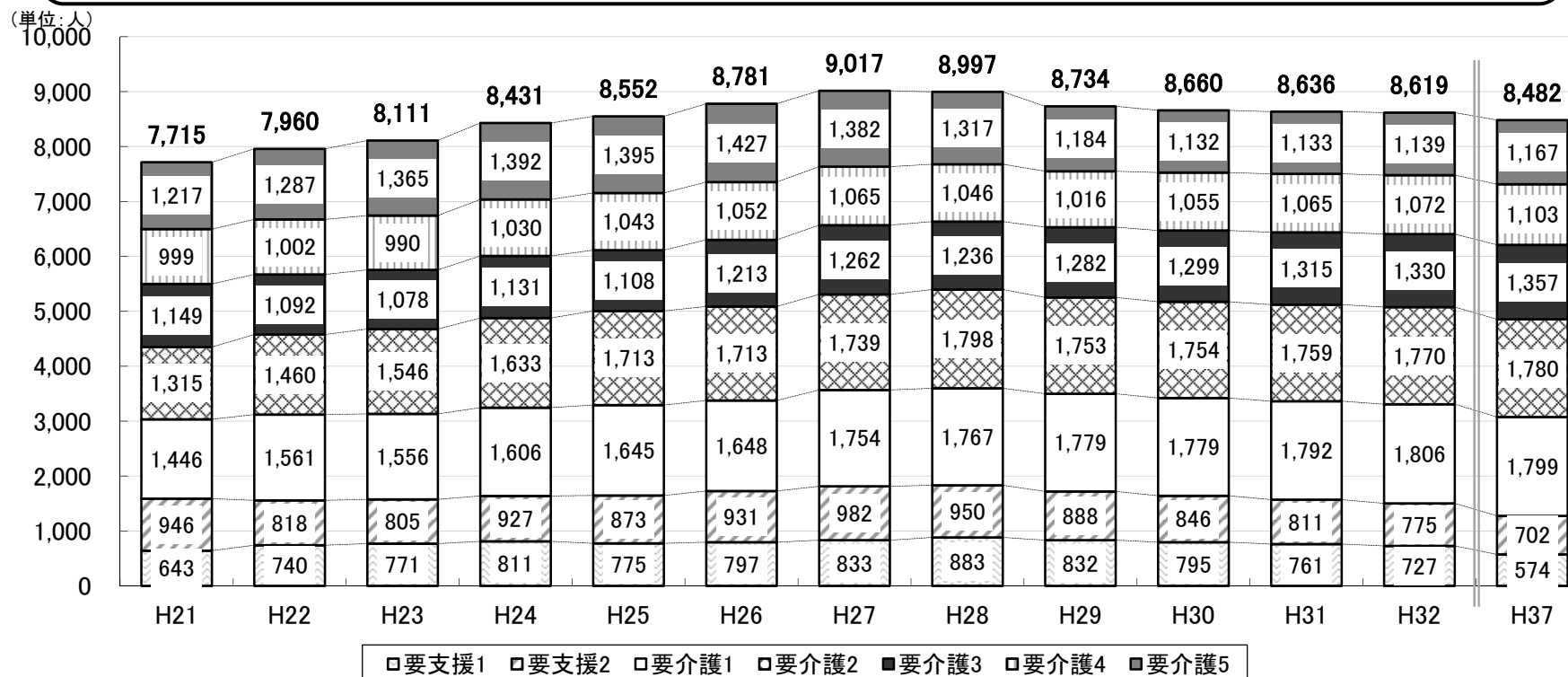
鶴岡市の人口ピラミッド（平成29年9月30日現在）



(単位:人)

要介護等認定者数の推計

第6期の要介護等認定者数の実績より、年齢階級別・性別・要介護度別の認定状況を参考として、要介護等認定率を推計し、推計被保険者数に乗じて、要介護等認定者数を推計したもの。
 第7期計画期間及び平成37年度の要介護等認定者数を、次のとおりに見込んでいる。



認定者数の実績及び推計値

単位:人

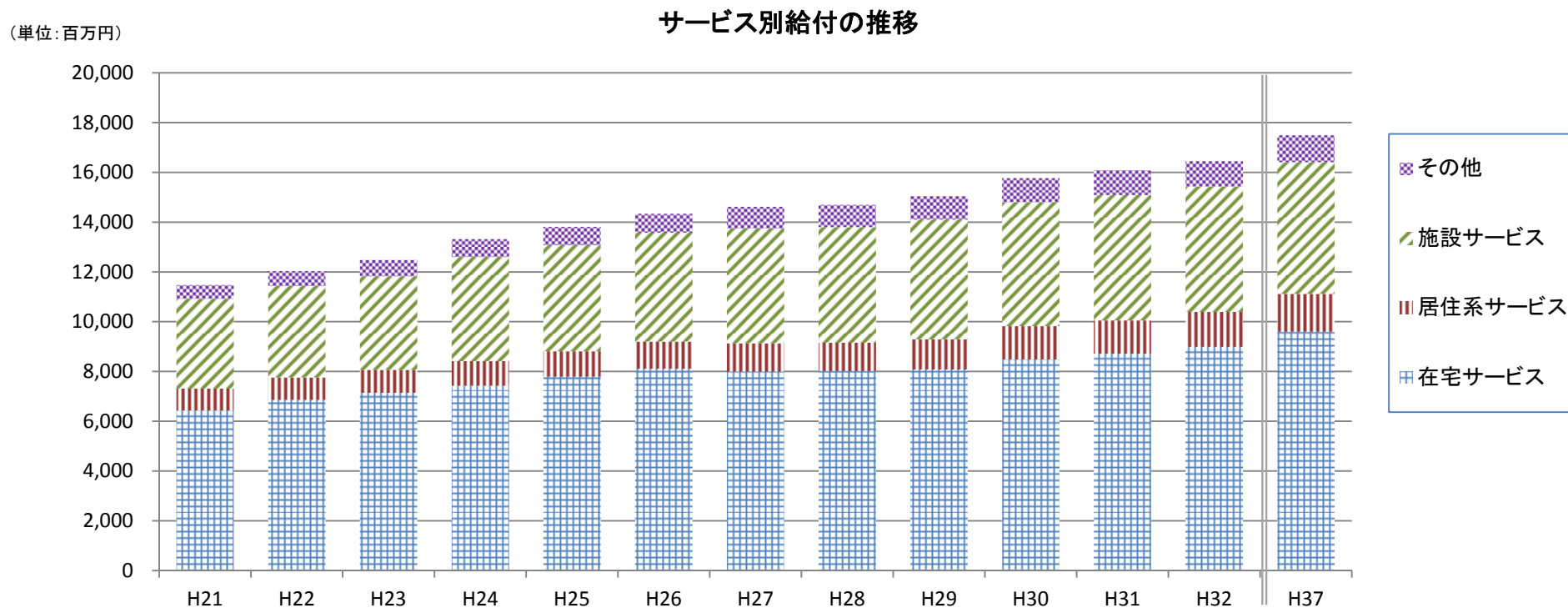
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
要 介 護 度 別	要支援1	643	740	771	811	775	797	833	883	832	795	761	727	574
	要支援2	946	818	805	828	873	931	982	950	888	846	811	775	702
	要介護1	1,446	1,561	1,556	1,606	1,645	1,648	1,754	1,767	1,779	1,779	1,792	1,806	1,799
	要介護2	1,315	1,460	1,546	1,633	1,713	1,713	1,739	1,798	1,753	1,754	1,759	1,770	1,780
	要介護3	1,149	1,092	1,078	1,131	1,108	1,213	1,262	1,236	1,282	1,299	1,315	1,330	1,357
	要介護4	999	1,002	990	1,030	1,043	1,052	1,065	1,046	1,016	1,055	1,065	1,072	1,103
	要介護5	1,217	1,287	1,365	1,392	1,395	1,427	1,382	1,317	1,184	1,132	1,133	1,139	1,167
総数		7,715	7,960	8,111	8,431	8,552	8,781	9,017	8,997	8,734	8,660	8,636	8,619	8,482

7期計画期間における施設等の整備計画

サービス種別	計画	年度別計画(案)		
		H30	H31	H32
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	創設 36床	—	18床	18床
	移転 18床	—	—	18床
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	創設 29床	—	—	29床
養護老人ホーム	移転 1か所 (29床)	—	—	29床

必要サービス見込量の推計

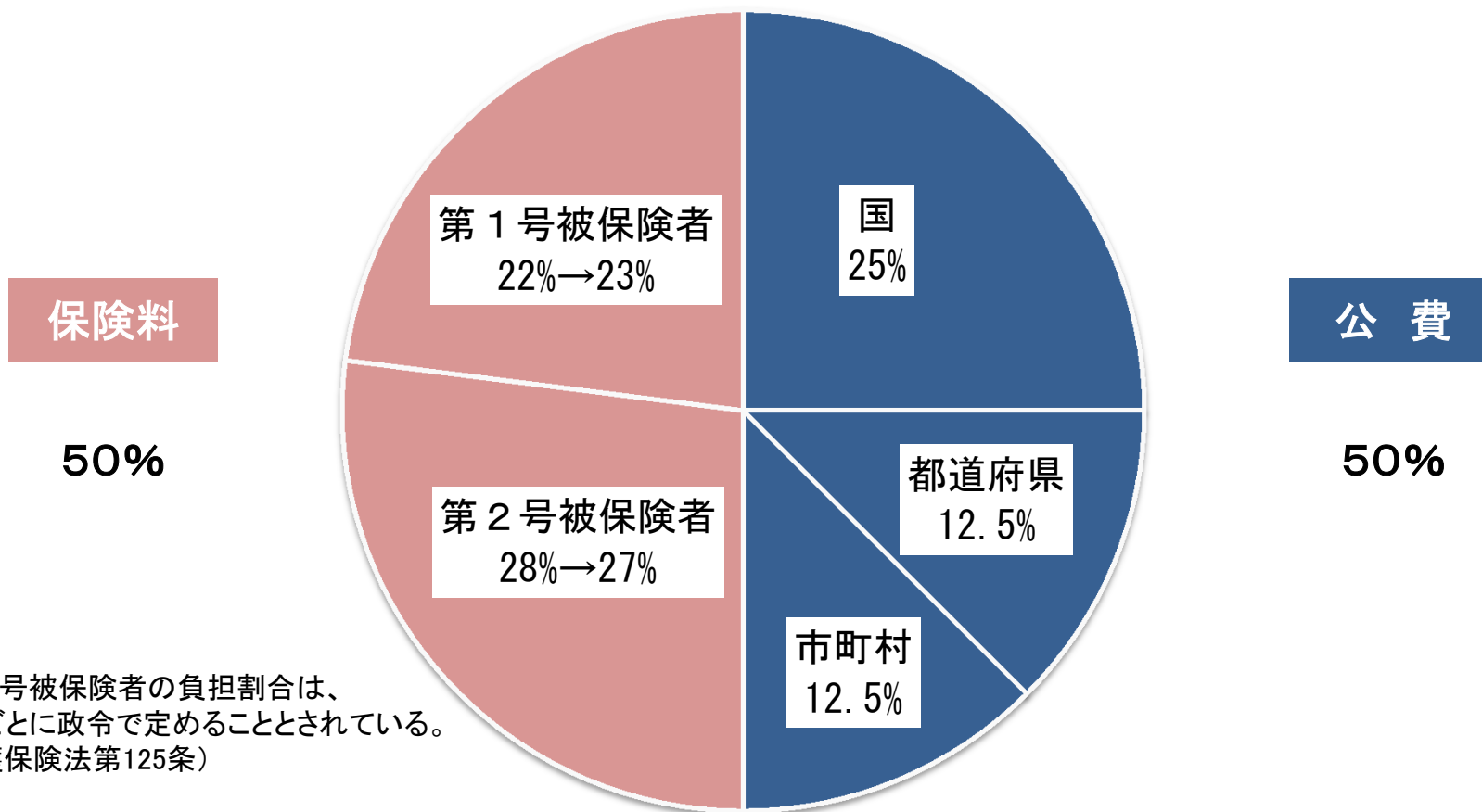
施設等の入所・入居者数、標準的な居宅サービスの受給者数を基に、第6期中のサービス種類ごとの受給率、一人当たり
の日数・回数・支給額を参考に、必要なサービス量(給付費見込額)を推計。
第7期計画期間及び平成37年度の必要サービス量を、次のとおりに見込んでいる。



単位:千円

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
在宅サービス	6,431,131	6,856,163	7,144,665	7,425,380	7,789,010	8,110,046	7,998,213	8,015,623	8,083,370	8,483,593	8,708,607	8,990,466	9,596,179
居住系サービス	884,890	907,003	920,697	991,162	1,025,004	1,094,149	1,134,711	1,136,775	1,209,930	1,339,031	1,340,902	1,403,213	1,521,103
施設サービス	3,602,129	3,668,047	3,757,950	4,180,001	4,257,985	4,370,382	4,612,713	4,645,547	4,806,223	4,973,691	5,037,361	5,037,129	5,286,796
その他	555,372	598,722	658,049	721,676	741,344	763,539	867,465	895,400	945,289	973,305	997,162	1,020,276	1,084,369
合計	11,473,522	12,029,935	12,481,361	13,318,219	13,813,342	14,338,116	14,613,102	14,693,346	15,044,812	15,769,620	16,084,032	16,451,084	17,488,447

介護給付費の財源構成



第2号被保険者の負担割合は、
3年ごとに政令で定めることとされている。
(介護保険法第125条)

注1)

第1号被保険者・・・市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者
第2号被保険者・・・市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満
の医療保険加入者

注2)

都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設(特定施設入居者生活介護・
介護予防特定施設入居者生活介護)の給付費については、国20%、都道府県
17.5%

(参考) 第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合

	第1号被保険者	第2号被保険者
平成12～14年度	17%	33%
平成15～17年度	18%	32%
平成18～20年度	19%	31%
平成21～23年度	20%	30%
平成24～26年度	21%	29%
平成27～29年度	22%	28%

保険料算定の概略

介護保険法(平成9年法律第123号) (抄)

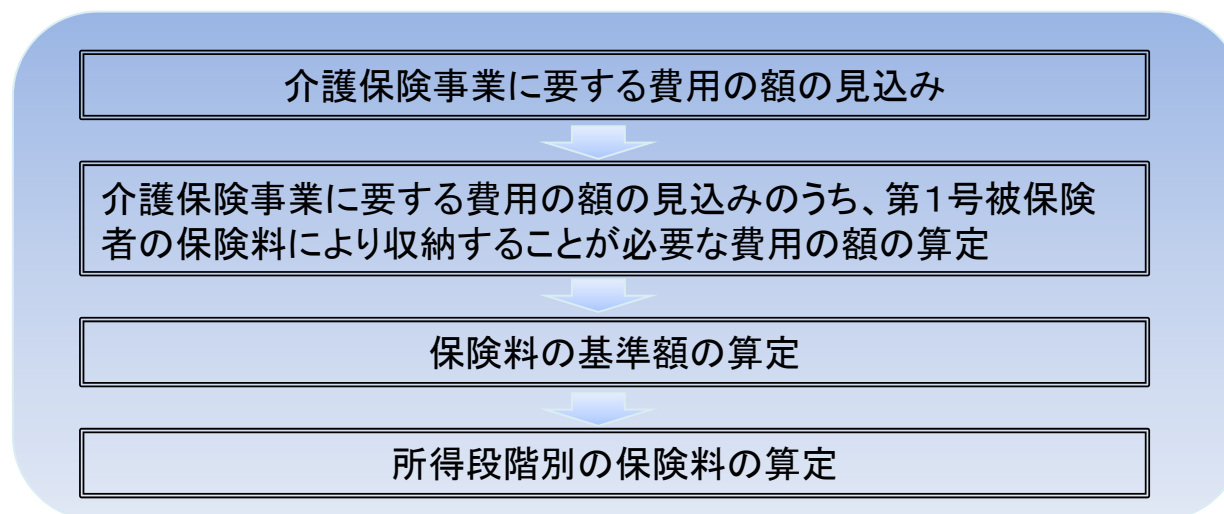
(保険料)

第二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

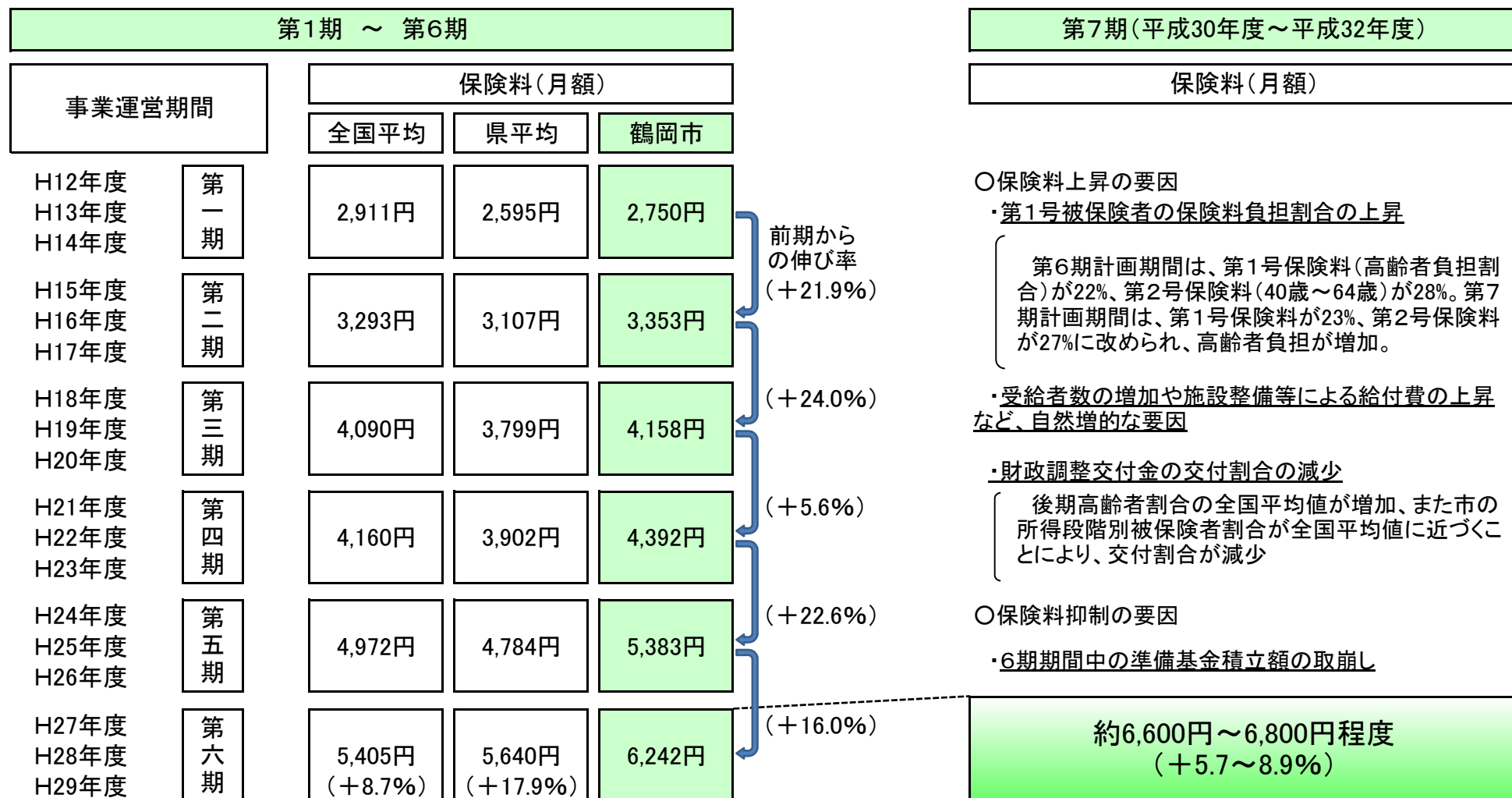
3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第四百七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 (略)



第7期の介護保険料について

- 市町村は、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行います。
- 保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つように設定されます。(3年度を通じた同一の保険料)



※ 鶴岡市の第1期及び2期保険料は、旧鶴岡市。

現時点における第7期介護保険料基準額の見込み

○第7期保険料基準額 月額 約 6,600円～6,800円 (第6期 6,242円)

○第7期保険料における上昇要因 (月額ベース)

- ・第1号被保険者負担割合の改定(22%⇒23%) 約 300円 増
- ・平成29年4月の介護職員処遇改善加算率改定 約 75円 増
- ・調整交付金交付割合の減少(7.3%⇒6.7%見込み) 約 170円 増

○第7期保険料における抑制要因 (月額ベース)

- ・6期期間中の準備基金積立額を取崩し 約 220円 減

○施設整備による保険料への影響 (粗い試算)

- ・小規模特養29床、小規模多機能2箇所定員計58名(平成29年度)
- ・グループホーム18床(平成31年度) 月額 約 98円 増

※このほか、受給者の増加による自然増の影響あり
平成30年度報酬改定、平成31年10月消費税率の見直しに伴う影響額は勘案前

第7期の保険料月額の内訳

